（裏面）

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	年　月　日　から　年　月　日まで	
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	事業所番号※
	第１希望：　（希望理由）	
	第２希望：　（希望理由）	
	第３希望：　（希望理由）	

○「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。※印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
○字は楷書ではっきりと書いて下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況（就労状況や疾病の状況等）
		□就労 □妊娠･出産 □疾病･障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　）	
		□就労 □妊娠･出産 □疾病･障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　）	
家庭の状況	□ひとり親家庭　・　□左記以外		
生活保護の適用の有無	□適用無し　・　□適用有り（　年　月　日保護開始）		

希望する利用時間	利用曜日	利用時間
	曜日から　曜日まで	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで

④申請にあたって同意していただく事項

1．子ども・子育て支援法第１６条の規定に基づき、教育・保育給付認定の審査及び申請者や同居親族の市民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2．申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3．子ども・子育て支援法第２７条及び第２９条の規定に基づき、施設型給付費及び地域型保育給付費は、認定を受けた保護者に代わり、特定教育・保育施設に支給される場合があります。
4．新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第２０条第６項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

※施設記載欄（施設（事業者）を経由して市に提出する場合）

受付年月日	年　月　日
施設（事業者）名	（事業所番号：　）
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	□有（ 契約・内定　（　年　月　日契約（内定））　・　□無
備　考	

※市記載欄

認定証番号	
利用施設	
認定（利用）開始日	年　月　日
備考	